

○鳥羽志勢広域連合労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則

〔平成11年4月1日  
規則第10号〕

改正 平成16年10月1日規則第8号

鳥羽志勢広域連合労務職員の給与、勤務時間その他勤務条件については、志摩市労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年志摩市規則第57号）の例による。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年10月1日規則第8号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。